

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土づくり本部・森林整備課

法令名	森林法	法令の番号	昭和26年法律第249号					
不利益処分の種類	中止命令、復旧命令	根拠条項	10条の3					
処分基準	① 無許可開発 ② 許可に附した条件違反 ③ 偽り等の不正な手段により許可を受けて開発をした場合							
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	森林整備課	交付機関	森林整備課	目次NO	1